

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和6年 2月1日以降に出産された国民健康保険被保険者のかたが対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。**

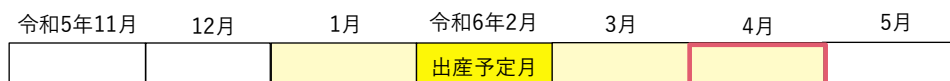


※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。

産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和6年2月に出産した場合、**産前産後期間のうち令和6年4月分だけ、保険料が減額されます。**



※ 令和6年3月より前の期間については減額の対象となりません。

■ …対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。
- 軽減後の保険料額が限度額を超えている時は、保険料は減額になりません。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

届出先

弘前市 ・ 健康こども部国保年金課国保保険料係 TEL 0172-40-7045

・ 岩木総合支所民生課 TEL 0172-82-1628 ・ 相馬総合支所民生課 TEL 0172-84-2113